

J. R. コモンズの集団的活動理論の到達点 — その除外された部分の復元の試み —

宇 仁 宏 幸

要旨

本論文では、まず、コモンズ最後の著書『集団的活動の理論』には収録されず、またその草稿でも目次だけに示されているPart Vの内容を、復元することを試みる。次に、その復元されたPart Vの内容を、『制度経済学』などにおける独立行政委員会に関する分析と比較することにより、この最後の著書において、民主主義および独立行政委員会に関してどのような点で新たな展開があったのかについて明らかにする。この最後の著書における、決定的な理論的前進は、ファシズムと Kommunismus に抗して、民主主義を保護するために必要な制度に関する考察にある。具体的には民主主義を保護するための不可欠な制度的しくみとして独立行政委員会を明確に位置付けた。つまり独立行政委員会で展開される集団的活動が民主主義の保護につながる根拠をコモンズは主にPart Vで明らかにしたのである。

キーワード

J. R. コモンズ、集団的活動、民主主義、独立行政委員会

I はじめに

J. R. コモンズは1904年以降勤めたウイスコンシン大学を1933年に退職した。1934年には主著である『制度経済学 (*Institutional Economics*)』と自叙伝である *Myself* を出版した。その後、自宅を売却して、トレーラーを買い、姪とともにフロリダに移り、1945年5月に82歳で死去するまで、フロ

リダで過ごした¹。この最晩年の約10年間においても、彼は、以前ほど精力的にはないが、研究と執筆活動を続けた。1935年以降、約10本の論文と約20本の書評を書いている。また、K. H. パーソンズらの協力を得ながら、*Investigational Economics*というタイトルをもつ著書の原稿を執筆し続けた²。1944年7月に、コモンズはこの原稿をパーソンズに渡し、その編集と出版を託した (Parsons 1950a, p. x)。このコモンズ最後の著書は、タイトルを『集団的活動の理論 (*The Economics of Collective Action*)』に変更して、コモンズ死後の1950年に出版された³。この本 (*The Economics of Collective Action*を略して以下ではECAと呼ぶ。)にはS. パールマン執筆のコモンズの略歴紹介、パーソンズ執筆の編者序文と序論、3つの附録、コモンズの著作一覧が加えられている。

*Investigational Economics*というタイトルをもつ草稿 (コモンズからパーソンズに最終版原稿が渡されたのが1944年7月であるので、以下では「1944年草稿」と呼ぶ。)は、W. J. サミュエルズによって、1998年に*Research in the History of Economic Thought and Methodology*, Archival Supplement 7上で公開された。この雑誌にはサミュエルズ執筆の序文も掲載されてい

1 ウィスコンシン大学退職後のコモンズの状況についてはParsons (1950a) が詳しい。

2 *investigational* は*investigation* (調査) の形容詞であり、「調査的」という訳語も考えられるが、「調査的」という用語は日本語ではほとんど使われないので。本論文では*investigational economics*については翻訳せず英語のままとする。W. J. サミュエルズは、コモンズがこのタイトルに込めた意味に関して次のように述べている。「*Investigational Economics*は、経済学を行う際のコモンズのアプローチのしかたを示している。つまり、自己強制的な (あるいは専門分野によって強制される) 目隠しの内部で、多かれ少なかれ定型化された、あるいは近視眼的な観点やイデオロギーを追求するのではなく、観察し、理解し、そして何があるかを発見するというアプローチである。*The Economics of Collective Action*は、このように観察し、理解したときに彼が発見したものを示している。つまり、法を含む制度の重要性であり、集団的活動の重要性である。」(Samuels 1998, pp. 3-4)

3 パーソンズはこのタイトル変更に関して次のように説明している。「コモンズ教授とわたしは、彼の死のとき、本のタイトルについて合意していなかった。彼は彼の経済学へのアプローチがもつ*investigational*な性質を強調するようなタイトルを好んだ。わたしは、公的、私的を問わず、集団的な活動と行政の分析にとって彼の仕事もつ意義を示唆するようなタイトルを好んだ。しかし、われわれは、二人ともが適切と考える表現を作り出せず、合意できなかった。」(Parsons 1950a, pp. ix-x)

る。その序文によると「おそらくこの原稿はコモنزによって準備された *Investigational Economics* の最終版であり、パーソンズによる編集版のベースとなったものである。...この原稿は1957年にEdwin E. Witteから私に渡されたものである」(Samuels 1998, p. 2)⁴。また、この雑誌にはECAと1944年草稿とを比較し、両者の差異を評価した論文も掲載されている (Fajnzylber et al. 1998)。この論文はパーソンズによるいくつかの実質的変更にも言及しているが、その結論的評価は、「パーソンズ編集による *The Economics of Collective Action* における変更のほとんどは実質の変更とはいえない性質のものであり、オリジナルのコモنزの草稿のテキストへの全般的な忠実さに影響を及ぼしていない」というものである (Fajnzylber et al. 1998, p. 15)。

しかし、以下で説明するように、ECAと1944年草稿との間には、顕著な実質的差異がある。具体的には、表1に示すように、「Reconstruction」というタイトルをもつ1944年草稿のPart V (目次によれば3つの章とConcluding Remarksからなる) は、ECAには収録されず (1つの章だけはECAのAppendix iとして収録)、「Concluding Remarks」というタイトルをもつ短いChapter xviiが挿入された⁵。このECAのChapter xviiの文章は、1944年草

4 パーソンズはECAの编者序文において、コモنزの死後の出版に向けての原稿編集段階において「同僚であり、コモنز教授の長期にわたる教え子であるEdwin E. Witte教授は原稿を読んで、いくつかの有意義な提案をした。わたしは叙述を明瞭にするために、これらすべての提案を考慮しようと試みた」(Parsons 1950a, p. viii) と述べている。このパーソンズの説明と照らし合わせると、サミュエルズがWitteから受け取った1944年草稿は、もともとは、パーソンズがWitteに渡したコモنزの最終版原稿であると推測できる。このことは「おそらくこの原稿はコモنزによって準備された *Investigational Economics* の最終版であり、パーソンズによる編集版のベースとなったものである」(Samuels 1998, p. 2) というサミュエルズの推測を裏付ける。

5 Samuels (1998) もFajnzylber et al. (1998) も、このPart VのECAへの未収録を実質的な変更の一つとして挙げていない。以下で説明するように、サミュエルズらは、自身が入手した原稿はPart IVのSummaryを最後にして途切れていることを理由に、Part Vについては彼らの分析対象とはしていないからである。つまりECAにPart Vがなく、1944年草稿にない文章がECAのConcluding Remarksに使われている事実は指摘されているが、そのことを彼らは実質的変更とは評価していない。

稿には含まれていない。

本論文で説明するように、民主主義の保護する役割を果たす独立行政委員会に関してコモンズが最晩年に練り上げた考察の主要部分がこのPart Vには含まれていた。それがECAには収録されなかったために、コモンズの集団的活動理論の到達点が明らかにされないという結果を招いた。それは、コモンズの理論における集団的活動と民主主義との関係が、十分に理解されない一因となったと考えられる。

本論文の構成は次の通りである。Ⅱ節では、ECAには収録されず、また1944年草稿でも目次だけに示されているPart Vの内容を、一部分推測も踏まえて、復元することを試みる。Ⅲ節では、その復元されたPart Vの内容を、『制度経済学』（Commons 1934）などにおける独立行政委員会に関する分析と比較することにより、この最後の著書において、独立行政委員会および民主主義に関してどのような点で新たな展開があったのかについて明らかにする。Ⅳ節では、本論文の結論をまとめるとともに、今後の課題について記す。

表1 *Investigational Economics*と*The Economics of Collective Action*の目次の比較

<i>Investigational Economics</i> (1944年草稿)	<i>The Economics of Collective Action (ECA)</i>
	Editor's Preface (by K. H. Parsons)
	John Rogers Commons, 1962-1945 (by S. Perlman)
	Introduction (by K. H. Parsons)
Part I. Economic Activity	Part I. Economic Activity
Part II. Simplified Assumption	Part II. Simplified Assumption
Part. III Relativities	Part. III Relativities (注1)
Part IV. Public Administration in Economic Life	Part IV. Public Administration in Economic Affairs
Part V. Reconstruction	Chapter xvii. Concluding Remarks
	Appendix i. Economic Government by Corporate Management
	Appendix ii. Extract of Letter to the Author from Paul Raushenbush, Wisconsin Industrial Commission, August, 1941 (注2)

	Appendix iii. John R. Commons'Point of View (by K. H. Parsons)
	A Bibliography of the Wrihting of John R. Commons

出所：1944年草稿とECAから筆者作成。

注1：この表では各Part内の章の構成は記載していないが、Part IIIにおいて、1944年草稿におけるX～XIII章を、ECAではX章として統合し、また1944年草稿におけるXV～XVII章を、ECAではXII章として統合するという変更が行われている。

注2：ECAのAppendix iiに収録されているコモズ宛の書簡は、1944年草稿では、Part IVのCapital-labor Administrationの章に組み込まれていた。

II *Investigational Economics*のPart V. Reconstructionの復元の試み

1. Part VのECAへの未収録に関して

パーソンズは編者序文 (Parsons 1950a) において、ECAにPart Vがない点についてまったく触れていない。したがって、そもそもコモズが1944年7月にパーソンズに託した最終版原稿にはPart Vが含まれておらず、1944年草稿の目次におけるPart Vの記載がコモズの誤記であったという可能性も残されている。しかし、以下に示すような理由で、わたしはこの可能性は極めて小さいと推測する。目次におけるこのような明白な誤記は、「彼〔コモズ〕は、それ〔最終版原稿〕に満足し、もはやほとんど修正を要しないことを喜んでいて。彼の仕事は完了したのである」(Parsons 1950a, p. viii) という、パーソンズが編者序文に記している説明に矛盾するからである。さらに、後で指摘する2つの不自然な点、つまり、ECAのChapter xvii. Concluding Remarksがそれにふさわしい内容になっていない点と、1944年草稿のPart IVのSummaryのかなりの部分を、パーソンズはECAに取り入れなかった点も、上記のパーソンズの説明に矛盾するからである。

以上の理由により、コモズが1944年7月にパーソンズに託した最終版原稿には、目次通りにPart Vが含まれていたが、パーソンズがコモズ死後の編集段階で、何らかの理由によりPart VをECAに収録しなかったとわたしは推測する。

Part VのECAへの未収録の理由は現時点では不明であるが、次のような

推測ができる。Part Vの2つの章については、コモンズは学術誌の既発表論文の再録を予定していたと考えられる。そのうち、Commons (1938) だけがECAではAppendixとして収録されており、Commons (1939) の方は収録されていない。Commons (1939) は*Journal of Social Philosophy*に掲載された論文である。*Journal of Social Philosophy*は1935年に刊行が開始されたが1942年で廃刊となっている。そのため、Commons (1939) の転載の許諾が得られなかったのかもしれない。Commons (1939) の再録を予定していたChapter XXV. Twentieth Century Economicsは、Part. Vの中核的部分であり、また前後の章をつなぐ役割ももつ。したがって、それを欠くとPart. Vは成り立たない。このようなCommons (1939) の著作権上の問題により、Part VはECAに収録できなかった可能性がある。

また、Part VのECAへの未収録の理由としては次のような可能性もある。パーソンズがECAの序論で書いているように、コモンズは「この本で、はじめて簡単な用語で、60年間を通して発展させた基礎的考えを説明しようとした」(Parsons 1950b, p. 9)。Part I～IVの大部分は、このようなスタイルで、専門家ではない人でも読めるように書かれている。しかし、Part Vのひとつの章として収録される予定であったと考えられる論文“Economic Government by Corporate Management” (Commons 1938) は、その冒頭に記されているように、Social Science Research Councilから要請されてコモンズが書いた「『現代株式会社と私有財産』と『資本主義の法律的基础』との比較に基づくリサーチ・プロポーザル」である (Commons 1950, p. 297)。そして後で説明するように、このリサーチ・プロポーザルでは、バリー・ミーンズ『現代株式会社と私有財産』のうち広く一般に知られた第I編の内容だけでなく、よく知られていない第IV編の内容に関して論じられている。しかもそれを知っている経済学・経営学の専門家 (Social Science Research Councilの関係者) を主な読者に想定して書かれているので、第IV編の内容の紹介は省略されている。このようなスタイルで書かれた既発表論文をそのままのかたちでPart Vに再録することは、読みやすさや文章のスタイルなどの点で、Part I～IVとの整合性を欠くことになる点が問題となったのかもしれない。

以上述べたような推測が正しいものとすれば、もともとコモンズが準備していた最終原稿にはPart Vが含まれており、その最後に配置された元々のConcluding RemarksにはPart Vの内容への言及があったと推測できる。そしてPart VのECAへの未収録（1つの章だけはECAのAppendix iとして収録）は、コモンズの死後にパーソンズの判断によって行われたものであり、コモンズの同意を得たものではないといえる。ECAからPart Vを除くと、このコモンズが準備していた元々のConcluding Remarksも使用できなくなる。そのため、コモンズが準備していた別の文章をECAのChapter xvii. Concluding Remarksとして使用したと考えると上記の不自然さは解消する。

編者序文において、パーソンズはECAにPart Vがない点には全く言及していないが、それと関係するかもしれない次のような概括的な説明を残している。「わたしが出版用の原稿を準備しているとき、わたしは、方針の諸問題（questions of policy）に関していくつかの決定を行う必要があった。これらの件では、特に4人のわたしの同僚に助言を求めた。彼らはわたしの大学院時代の教師であり、コモンズ教授の教え子でもある、Perlman, Glaeser, WitteおよびMcNall教授である」（Parsons 1950a, p. viii）。4人の助言が必要なほどに深刻な「方針の諸問題」のなかに、Part VのECAへの未収録の可否が含まれていたかもしれない。

2. Part Vの構成

1944年草稿の目次によると、表2の最も左の列に示すように、Part V. Reconstructionは、4つの章から構成されている。それぞれの章について、Samuels（1998）に示されている解釈、およびわたしの解釈をこの表2には簡単に記している。以下ではPart Vのそれぞれの章について順に詳しく説明する。

表2 *Investigational Economics*のPart Vの構成に関する解釈

1944年草稿 Part Vの目次	パーソンズ編集のECA	サミュエルズの 解釈	宇仁の解釈
XXIV. Traditional Reasoning in Economics	なし	欠落 (Commons (1942) との関連を示唆)	ECAのChapter xvii. Concluding Remarksの文章がここにあった。
XXV. Twentieth Century Economics	なし	欠落 (Commons (1939) との関連を示唆)	Commons (1939) の再録を予定。
XXVI. Economic Government by Corporate Management	なし (ただしAppendix i としてCommons (1938) を再録。)	Commons (1938) の再録を予定。	Commons (1938) の再録を予定。
Concluding Remarks	なし (ただし1944年草稿にはない別のConcluding RemarksをChapter vxii として収録。)	欠落	Commons (1944) のPart IVのSummaryの第5段落以下の部分があった。

出所：1944年草稿、ECAおよびSamuels (1998) から筆者作成。

3. XXIV章の内容

1944年草稿の目次に記載されている「Traditional Reasoning in Economics」というタイトルをもつXXIV章と、「Twentieth Century Economics」というタイトルをもつXXV章について、サミュエルズは1944年草稿では欠落している (missing) と指摘した後で、コモンズが「Twentieth Century Economics」というタイトルの論文 (Commons 1939) と、「Legislative and Administrative Reasoning in Economics」というタイトルの論文 (Commons 1942) を発表していることに触れている。しかし、後者の論文 (Commons 1942) については、Parsons (1950a) も説明しているように、1944年草稿でもECAでも Part IVの「Agricultural Administration」というタイトルをもつ章の主要構成部分としてほぼ論文全体が収録されている。したがって、Commons (1942) はPart Vとは無関係であると考えられる。

Part V. Reconstructionを構成する第1の章である「Traditional Reasoning in Economics」というタイトルをもつXXIV章としてコモンズが準備した文章は、ECAのChapter xvii. Concluding Remarksのほぼ全体 (Commons 1950, pp. 287-294) であったと、わたしは推測する。なぜなら、その主な

内容が、まさに経済学の伝統的推論 (traditional reasoning in economics) の誤りがどこにあるかの説明と、その誤りからどのような悪影響が生じているかの説明であり、この第1の章のタイトル「Traditional Reasoning in Economics」と合致しているからである。

ECAのChapter xvii. Concluding Remarksの概要は次の通りである。冒頭の段落で、コモンズは、経済学者に対する主な批判点として、物理科学の機械的な模倣を挙げる。実際に起きた変化として、商品の物理的交換が信用経済での折衝取引 (negotiation transactions) へと変化した点と、割当取引の法制化によって、そのルールに売買交渉取引と管理取引が従属するようになった点を指摘する (Commons 1950, p. 287)。その結果、初期の経済学者や法学者が想定した伝統的平等は、会社と個人との間の交渉力の顕著な不平等にとって代わられた。そして、とくに1929年以降、賃金労働者と小生産者が政府と裁判所の助力も得て、集团的組合や政党を組織できるようになると、経済学において至高のものであった平等な個人間の売買交換という図式は陳腐なものになった (Commons 1950, pp. 287-288)。そしてコモンズは次のように述べる。

経済的、法的推論 (reasoning) の誤りは、物理的商品の個人的交換という古い図式が使われ続けているという点にある。今やむしろ、政治的かつ経済的な諸政府が、従属する売買交渉取引と管理取引に対する強制力をもっているととらえる方が、より適切である。しかし、自由な個人がその隣人たちと売買取引をしているという、法律および経済学における伝統的な推論 (traditional reasoning) は、諸個人が、立法部門、執行部門、司法部門をもつ政府の従属者あるいは参加者になったときにも、なお残存している。(Commons 1950, p. 288)

続いて、コモンズは伝統的推論がもたらす2つの経済的誤謬を挙げる。第1は独占を他の形態の集团的活動と区別しないという誤りであり、第2は利潤マージンを、利子、地代、賃金といった他の形態の収入と区別しないという誤りである (Commons 1950, p. 289)。そしてこの伝統的推論がもたらす経済的誤謬は、反トラスト運動など改革者たちの実践に悪影響を及ぼし

た。彼らは、原始的な個人主義的所有権という民主的力を回復しようと試みて、たいていは失敗した (Commons 1950, p. 290)。

加えてコモンズは、サン・シモン、フーリエ、マルクス、H. C. ケアリなど、「アソシエーション主義者associationists」の実践を失敗に導いたその思想上の欠陥についても言及する。「これらのアソシエーション主義者はすべてユートピアンであった。なぜなら、かれらは機械的に上昇する効率性という十分に適切な理念を作り上げたが、現状の環境下で、裁判所によって強制される契約となることによって、その理念が持続的な形態で、恒久的に作用するための実際的で制度的な細部については何も示さなかった」 (Commons 1950, p. 291)。たとえば、合衆国最高裁判所が合法化した株式会社は所有権の統合と所有者の有限責任という制度の下で発展していったが、ユートピアのアソシエーションは、友愛的協同と所有者の無限責任の下で、何度も無効な試みを繰り返して、破綻した (Commons 1950, pp. 292-293)。

そしてECAのChapter xvii. Concluding Remarksは、次のような3つの段落で、結ばれている。

個人的平等の観念的経済学から20世紀の格差経済学 (differential economics) への移行は、**自由放任**経済学から**コントロール**経済学への移行である。同一の経済的要素は存在するが、経済的分析は、コントロール手段の結果と多様性に関するかつての無関心を容認しない。平等な個人間での分業に代えて、われわれは、結果に関するコントロールのための行政的な規定をもつ。

経済学の領域の拡大をともなって、investigationの方法は変化し拡張している。今では、方法としては、様々なオルタナティブの比較が有力になっている。また計測としては、確率と度数の統計学が有力になっている。それらは、単純化された私利によってすべてが同じように動かされる平等な諸個人にもとづくかつての理論にとって代わっている⁶。

6 ECAのChapter xvii. Concluding Remarksの最後から2つめの段落の文章は、後で表3に示す1944年草稿Part IV. Public Administration in Economic LifeのSummaryの第9段落の文章とまったく同一である。この第9段落の内容は、それ

この本では、数世紀間のわれわれの資本主義的システムの法的、経済的基礎と、その将来の諸問題について概説した。アメリカにおいて、このシステムは一人当たりの富を大きく増加させる能力をもつことを十分に証明した。しかし不思議にも、それはたびたび、より後進の諸国よりもはるかに悲惨に、崩壊した。政治学および経済学の課題は、想像上のユートピアをつくりだすことではなく、investigationと実験によって、すべての人にとって、公正に平等な機会をともなう、適正に繁栄した世界を、まずアメリカから再建することである。(Commons 1950, pp. 293-294)

おそらく、ECA全体を読了した読者の多くは、上記のような内容をもつ Chapter xvii. Concluding Remarksをみて、不自然さを抱くだろう。著書全体のConcluding Remarksにふさわしい内容ではないからである。後で触れるようにECAには、独立行政委員会の新たな意味付けによる民主主義論の新展開などコモンズ独自の積極的な主張が多く含まれている。しかし、この Chapter xvii. Concluding Remarksはそれらにほとんど触れることなく、経済学の伝統的推論の誤りがどこにあるか、その誤りからどのような悪影響が生じているかの説明にほぼ終始している。

しかし、このような経済学の伝統的推論に関する批判的な説明が、もともとは「Traditional Reasoning in Economics」というタイトルをもつXXIV章の文章であり、次に続く「Twentieth Century Economics」というタイトルをもつXXV章へスムーズに読者を導くための導線の役割を果たしていると解釈すると、不自然さは解消するだろう。したがって、ECAのChapter xvii. Concluding Remarksのほぼ全体 (Commons 1950, pp. 287-294) は、もともとはPart V. Reconstructionを構成する第1の章にあたる「XXIV. Traditional Reasoning in Economics」の内容としてコモンズが準備した文章であったと、わたしは推測する。

に続く第10、第11段落でさらに詳しく展開されている。しかし、ECAのChapter xvii. Concluding Remarksでは、このような詳しい展開を欠くので、このECAの最後の3つの段落のつながりにはやや不自然さがある。

4. XXV章の内容

Part V. Reconstructionを構成する第2の章にあたる「XXV. Twentieth Century Economics」に関しては、サミュエルズも示唆しているように、「Twentieth Century Economics」という同じタイトルをもつ既発表論文（Commons 1939）の再録をコモنزは予定していたと考えられる。

この論文の概要は次の通りである。冒頭で、18-19世紀の哲学、経済学と20世紀の社会哲学、経済学との違いをコモنزは説明する。前者は平等な個人の自由な取引をベースにしているという意味で個人主義的であるのに対し、後者は、個人的活動は集団的活動によってコントロールされるという観点を有する。そして、このような違いをもたらした政治的、経済的变化に関する、この著書の中で最も詳しい説明がある。コモنزの説明を要約すれば、それは世界の征服、分割の完了によるフロンティアの閉鎖、信用システムの構築、経済的道具としての政党の確立、労働者による普通選挙権の獲得である。こうした変化の中で、20世紀初めに、パースの科学的プラグマティズムから練り上げられたデューイの社会的プラグマティズムが登場し、また自然科学者が発見の社会的帰結を考慮し始めて社会的エンジニアリングが生まれたのは偶然ではないとコモنزは述べる（Commons 1939, pp. 523-524）⁷。そしてAdministrationという新しい分野が生まれ、それはcorporate administrationとpolitical administrationからなる。また19世紀半ばにオーギュスト・コントが最初に提案した歴史的、実験的調査の現代的方法は、20世紀になって初めて一般的に採用されたとコモنزは述べる。

しかし、第一次大戦で国民国家システムの機能不全は頂点に達し、そこで現代資本主義がはらむ3つの主要問題が明らかになった。それは普通選挙権、人口圧力、信用システムである。これらがアメリカ政府の第4の部門としての独立行政委員会を登場させたことを、コモنزは要約すると次のように説明する。科学的発明は効率性を高め、フロンティア閉鎖圧力を緩和したが、脆弱な信用システムは過剰雇用と失業サイクルの発生を早める。参政権

7 このCommons（1939）の引用ページ番号は、1996年のリプリント版のものである。以下同じ。

をえた賃金労働者（かなりの部分は失業者）の新たな圧力団体は、 Kommunismus、ファシズム、ナチズムの挑発に乗ってしまう。その結果、普通選挙権は停止され、軍事独裁が始まる。このような、実際にイタリア、ドイツ、日本でおきたような政治的、経済的問題に、アメリカが対処できるのかという疑問を Commons は投げかける。そして新たな問題は社会科学の investigation と集团的活動の administration が脅かされている問題であると Commons は述べる (Commons 1939, pp. 524-527)。

ここで Commons が、社会科学の investigation の再構築という課題と、集团的活動の administration の民主主義的再構築という課題を重ね合わせて、二重の課題として提出している点が特徴的である。Commons (1939) の議論の多くは、社会科学の investigation の再構築という文脈で展開されているが、その議論は、集团的活動の administration の民主主義的再構築にも関連している点に注意する必要がある。Part V のタイトルである「Reconstruction」は、経済学の再構築という意味もあるが、ファシズム、 Kommunismus に抗するための民主主義的再構築という意味も含むと考えられる。

続いて Commons は、 administration は、企業管理など民間組織の administration と政府の administration とがあると指摘し、この論文では後者に関する議論を、主に政府の第 4 の部門としての独立行政委員会が行政的主権、立法的主権、司法的主権とどのような関係にあるかを中心に展開していく。そこで Commons の理論的前進については、Ⅲ節 2 項で説明する。

前者の企業管理に関する議論は、この XXV 章に続く XXVI 章において、バーリ・ミーゼスの『現代株式会社と私的所有』と Commons 『資本主義の法的基礎』との比較検討という形で展開することを Commons は予定していたと考えられる。そこで議論（立法的権力の民間企業への委任）の前提として、政府の administration に関するこの XXV 章での議論（立法的権力の行政委員会への委任）が使用されている。ECA は XXVI 章として再録される予定であった Commons (1938) を Appendix i として収録しているが、XXV 章に再録される予定であった Commons (1939) を収録していない。その結果として議論の前提を知りえなくなったことが、ECA の Appendix i の理解困難さの一因となっている。

5. XXVI章の内容

Part V. Reconstructionを構成する第3の章である「Economic Government by Corporate Management」というタイトルをもつXXVI章に関しては、ECAにおいてAppendix iとして収録されている既発表論文（Commons 1938）の再録をコモンズは予定していたと考えられる。このことについては、サミュエルズもわたしも同じ見解である。この既発表論文（Commons 1938）は、厳密には論文ではなく、その冒頭に記されているように、Social Science Research Councilから要請されてコモンズが書いた「『現代株式会社と私有財産』と『資本主義の法律的基础』との比較に基づくリサーチ・プロポーザル」である（Commons 1950, p. 297）。Social Science Research Councilは、1923年に設立された非政府、非営利の社会科学振興団体である⁸。最初の20年において、この団体が資金援助した研究プロジェクトのうち、最も名高いものがバーリ・ミーンズ『現代株式会社と私有財産』（Berle and Means 1932）にまとめられた研究である（Worcester 2001, p. 17）。バーリ・ミーンズ『現代株式会社と私有財産』のスポンサーであり、その研究内容をよく知る団体に提出されたりサーチ・プロポーザルであるという事情から、コモンズはこのリサーチ・プロポーザルにおいて、自身の研究内容についてはかなり説明しているが、バーリ・ミーンズ『現代株式会社と私有財産』の内容については、詳しく説明していない。そのためにリサーチ・プロポーザルには一般読者にとっては理解困難な部分が多くある。たとえば独立行政委員会に焦点を当てたコモンズ自身が提案する共同研究の道筋については、ECAを読んだ読者はある程度理解できるとしても、それと対比されているバーリ・ミーンズの共同研究の道筋については、一般読者は理解困難であると思われる。コモンズは、Berle and Means（1932）のうち、広く知られた第I編「変転する財産」の内容に加えて、一般にはよく知られていない第IV編「事業体の新しい方向づけ」の内容をベースに議論してい

8 Social Science Research Councilの成功に導いた人物として挙げられるのは政治学者のCharles E. Merriamと制度派経済学者のWesley C. Mitchellと心理学者のBeardsley Rumelである（Worcester 2001, p. 18）。

るからである。しかもSocial Science Research Councilに提出されたこのリサーチ・プロポーザルは、第Ⅳ編の内容をすでに知っている経済学・経営学の専門家（Social Science Research Councilの関係者）を主な読者に想定して書かれているので、第Ⅳ編の内容の紹介は省略されている。

したがって「Economic Government by Corporate Management」というタイトルをもつコモنزのリサーチ・プロポーザルの概要を述べる前に、Berle and Means (1932) の第Ⅰ編「変転する財産」の概要と第Ⅳ編「事業体の新しい方向づけ」の概要を紹介しておく必要がある。第Ⅰ編「変転する財産」では、多くのデータを使って「株式会社の所有と支配（あるいは経営）の分離」というフレーズで広く知られている変化が説得的に描かれる。それは次のような変化である。

独立して互いに競争する無数の私的な事業体が、現代の半ば公的な会社（quasi-public corporation）の数少ない巨大グループに道をゆずるという過程を通じて、このような株式会社が次々と姿を現した。……

こうした経済活動の組織は、二面からの発展の帰結である。そのどちらもが統一した支配領域の拡張を可能にした。ひとつは産業革命の基底をなす工場制度の発展で、時とともにいっそう大量の労働者が、直接に単一の管理下に統合されることになった。もうひとつはその影響度合いからして同じく革命というにふさわしい現代株式会社の発展であって、無数の個人の富がやはり同じ集中的な支配のもとに配された。この変化のどちらからも支配する者の権力はいちじるしく強まり、これに関与する労働者や財産所有者のステータスが根本的に変わった。工場に入ったかつての自立的な労働者は、雇主に仕事の指図を委ねる賃労働者となった。一方、現代の株式会社に投資した財産所有者は、彼らの富を会社支配者に委ねるかぎりにおいて、自立的な所有者たる地位を、いわば単に資本に支払われる賃金の受取人たる地位に移しかえられたのである。（Berle and Means 1932, pp. 2-3, 邦訳, pp. 4-5）

続く第Ⅱ編「諸権利の再構成」では、上記のような現代株式会社構造の変化を踏まえて、証券所有者および経営者の法的地位をどのようにとらえるべ

きか、そしてどのように法制化すべきかという議論が展開される。そこでの著者たちの見解は、株主から「信託された権力としての会社権力」という立場であり、この立場から、経営者は株主の利益を第一にして行動すべきであると主張する。しかし、第Ⅳ編「事業体の新しい方向づけ」では、このような株主第一主義とは対立するようにみえる今日のいわゆるステークホルダー資本主義に基づいて株式会社および国家の将来展望に関する議論が展開される。このようにBerle and Means (1932) に二つの異なる立場が含まれる結果をもたらした経緯については、次のような森 (2014) の説明が有益である。

1932年5月、ハーバード・ロー・レビュー45巻7号にドッド (E. Merrick Dodd, Jr.) が「会社経営者は誰の受託者か?」と題して載せた論文は、経営者を受託者として法制の整備を図るバーリの着眼を高く評価しつつも、現代株式会社が帯びている社会的性格はもはや信託者を株主だけに限定しえないものとしており、「すでに世情は.....事業株式会社を利潤獲得の機能とともに社会的奉仕をなす経済制度と見なす方向に大きく歩み出しており、この観点はすでに法理論にも相応の影響を及ぼしつつある.....」との見解に立つ批判論文であった。「所有と支配の分離」によって経営者が株主からの拘束を緩められたそのことが、コミュニティへの奉仕をうながす条件となったかのごとくに、ドッドは説いた。.....

本書の出版準備中のドッドによるバーリ批判は、ふつうに想像されそうな以上にバーリにとって重い意味を持ったように思われる。第Ⅳ編 (第1章) を、会社は「誰の利益のために運営されなければならないか」こそ今日の最大の問いだと書き出し、この答えは (第Ⅱ編第7章で説いたごとく) 「法にかんするかぎり、企業の利潤は全体としての証券保有者に帰属するということ」であるとしながら、「しかしこの論理の適用をもってよしとすることが許されるであろうか」と自ら反問して、伝統的理論への検討を進めたすえに、最終第Ⅳ編第4章で「こうした法理と正反対の見解を持つ者が、明らかに大会社の法律担当者やこの分野の研究者のなかにいる」と書いたとき、バーリの脳裏にあったその研究者のなかにドッドがずっと影響を及ぼしているようでもある。(森 2014, pp. 375-377)

コモンズはもちろん、Berle and Means (1932) に、このような二つの異なる立場が含まれていることを知っていた。「Economic Government by Corporate Management」というタイトルをもつコモンズのリサーチ・プロポーザルでは、「暫定的目的 (provisional purpose)」と「最終的目的 (ultimate purpose)」と呼んで、この二つの異なる立場を区別している。コモンズによると「彼らの暫定的目的は、アメリカの会社が近づきつつある地位への道を示すことにある。その地位とは、伝統的経済学では考えられなかったものであり、そこでは、事業体全体で実現できる最大の純利潤を獲得し分配するために、産業と政府をコントロールする特殊な機能を手にした最高経営者が、投資家や株主から分離されている」(Commons 1950, p. 303)。他方、コモンズは、「最終的目的」については、Berle and Means (1932) が最終段落で述べているものであり、それは「現代株式会社が経済的権力の使用の点で国家と並ぶほどに興隆したという彼らが5年前に述べたことの繰り返しである」(Commons 1950, p. 302) と簡単に説明しているだけである。たしかに、Berle and Means (1932) の最終段落は、「現代株式会社の興隆は、近代国家と対等の条件で競うことができるほどの経済的権力の集中をもたらした」(Berle and Means 1932, p. 357, 邦訳, p. 335) という文章で始まるが、これだけではコモンズがこのリサーチ・プロポーザルで提案した「社会科学のための共同研究の2つの道筋」つまり「立法的権力の民間企業への委任」の研究と「立法的権力の行政委員会への委任」の研究「(Commons 1950, pp. 301-303) という中心的論点を理解することはできない。これを理解するためには、Berle and Means (1932) の最終段落の前にある数段落で述べられている株式会社の将来展望の内容を知っておくことが必要である。それは、3つある可能性のうちの第3の可能性として、次のように説明される。これはおそらく先に紹介したドッドの見解の影響を受けて展開されたものであろう。

この第3の選択肢が、会社活動の全面的に新しい概念を提供する。所有者の主張も支配者の主張も、コミュニティの優先的な利益に反してそれをなすことができない。.....たとえば会社のリーダーが、公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等を盛り込んだプログラ

ムを策定し、そのすべてを消極的財産所有者の利潤を削減してまかなおうとする、また会社というコミュニティがそのような計画を、産業の諸困難の論理的、人道的な解決策として一般的に受け入れる、そういう事態になったときには、消極的財産所有者の利益はそれに道をゆずらなければならなくなる。……巨大株式会社の「コントロール」が、純粹に中立的なテクノクラシーに発展を遂げて、コミュニティにかかわるさまざまな集団の主張にバランスをとり、私欲を基にするのではなく公共の政策に添って所得の流れを各集団に分配していく——そういう選択肢が考えられるし、株式会社制度が生き延びるにはそのことが不可避ではないかと思われるのである。(Berle and Means 1932, p. 356, 邦訳, pp. 334-335)

コモンズがバーリ・ミーンズの研究の「最終的目的」とみなすのは、近代国家と対等の条件で競えるほどに現代株式会社が興隆したかの検証ではなく、現代株式会社の興隆の結果としてもたらされた上記のような第3の可能性が実際に達成可能なものかを検証することである⁹。そのことはコモンズが「バーリ・ミーンズが直接的に研究しなかった最終的目的にわたしはさらに踏み込んだ」(Commons 1950, p. 321)と述べていることでわかる。コモンズが独立行政委員会の分析を通じてその可能性を検証しようと試みたのは、独立行政委員会を主要な媒介として、まさに「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」を実現することについてである。このように最終的目的に関しては、コモンズとバーリ・ミーンズの間には共通点がある。しかし、どのようにして最終的目的を実現するかについての構想に関しては、両者は異なっている。

コモンズは「組織された諸利害関係者の自主的な代表制」(Commons

9 コモンズは『制度経済学』第10章第VI節において、理想主義について論じている。理想主義には達成可能なものと不可能なものがあり、そのうち不可能なものは考察から外すべきであると述べ、さらに「適正な理想主義とは実践可能な最良の理想主義である。それは、ベンサムが提示したような個人的願望によって示されるのではなく、それを実践し、かつ、今なお存続している諸制度の探求によって示される」と述べている (Commons 1934, p. 742)。

1934, p. 859) である独立行政委員会において、それぞれ自主的に選出された経営者の代表、労働者の代表などが、熟議を通じて合意するというプロセスで策定された制度や政策によって、「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」を実現できると考えた。他方、バーリ・ミーンズは上記のようにBerle and Means (1932) の最終章での短い文章で可能性を素描しているだけで、その実現の方法についての直接的な分析を行っていない。したがって上記の文章から推測するしかない。おそらく、上に引用した文章で述べられている、会社が利潤を削減して公正な賃金などに必要な資金をまかなうということは、現在の国家が税制や社会保障法制度を通じて行っている所得再分配を、会社が行うということの意味すると、コモンズは解釈したと思われる。このような解釈に基づいて、コモンズはバーリ・ミーンズの構想の中核的要素を「立法的権力の民間企業への委任」と呼び、自身の構想の中核的要素を「立法的権力の行政委員会への委任」〔Commons 1950, pp. 301-302〕と呼ぶ。そして、このような2つの構想を比較しながら、それらの達成可能性を検討している。この検討の結果として、コモンズの民主主義および独立行政委員会に関する理論は前進することになるが、その理論的前進の内容については、Ⅲ節3項で説明する。

6. Concluding Remarksの内容

*Investigational Economics*のPart Vの最後の構成部分であるConcluding Remarksについて、サミュエルズは1944年草稿でのその欠落を指摘しているだけで、他には何も述べていない。しかし、以下で説明するような根拠により、わたしは、このConcluding Remarksとして、コモンズは1944年草稿のPart IV. Public Administration in Economic LifeのSummaryの第5段落以下の部分を執筆したと推測する。

この部分の全文を表3の中央列に示す。9つの段落からなるが、そのすべてがECAのPart IVのSummaryには収録されなかった。このことについて編者序文においてパーソンズは何も述べていないが、その主な理由は次の点にあると推測できる。つまり、この部分の内容が、ECAには未収録のPart Vの「Twentieth Century Economics」というタイトルをもつXXV章の要約

的説明を含んでいる点である。表3の最右列は、各段落の内容が、Part I-Vのどの部分と関連しているかを示している。ECAには未収録のXXV章の要約的説明は、第6、7、9、11段落にある。またこの表3において、太字に変えた文章は、Part I-Vでの説明内容を超える内容をもつと考えられる部分を示す。それは第12段落の後半と第13段落である。第12段落の後半では「すべての参加者によるcollective investigation」という用語を用いて、Part IVのCapital-Labor Administrationの章の議論およびPart V. XXV章での議論を一步前に進めている。どのような意味で前進しているのかについてはⅢ節4項で説明する。

表3 本来のConcluding Remarksと推測される文章

段落	1944年草稿Part IV. Public Administration in Economic LifeのSummaryの第5段落以下の文章 (Commons 1944, pp. 324-326)	Part I-Vの関連部分 (章番号はCommons (1944)の目次による)
5	この本のここまでの部分において、わたしは、これらの経済的変化が、どのようにinvestigationの方法と領域とを、物理学を模倣した狭い均衡理論を超えて、拡張してきたかを示そうと試みた。19世紀の終わりには経済科学はこの物理学に還元されていた。しかし、investigationのこのような拡張は、経済学の領域を、かつての倫理学と経済学の相互依存に至るまでに回復させた。諸個人が自身の宗教的信念を形成し受け入れることの自由をめぐる17世紀ヨーロッパの宗教戦争は、実際、科学的investigationsにむけて諸個人を解放するための戦争でもあった。それは次に続く18世紀に開花し始めた政治的、経済的investigationsに向けて諸個人を解放するための戦争でもあった。	
6	宗教戦争に続く戦争は、主に王家の戦争であり民族主義的戦争であり、それは結局19世紀のヨーロッパとアメリカにおいて、新興諸国の戦いとなり、それらは独立による自身の解放をめざすか、征服による自身の拡大をめざした。そして、これと同様の戦争の動機は今日でも残っているとはいえ、民族的征服を通じて、また私的所有を通じて生じた世界のフロンティアの閉鎖によって、裏に隠れていた経済的圧力が今では公然の事実となってきた。その結果、戦争の動機は、「パンと仕事」という粗暴な経済的要求となった。この要求はかつてもつねにあったが、愛国心や宗教によってカモフラージュされていた。現代の用語では、これは、高い生活水準と安定的雇用の要求である。それは両者が資本主義システムに依存することに基づく。	Part V. XXV章

段落	1944年草稿Part IV. Public Administration in Economic LifeのSummaryの第5段落以下の文章 (Commons 1944, pp. 324-326)	Part I-Vの関連部分 (章番号はCommons (1944)の目次による)
7	その結果、この混乱した20世紀における経済的investigationの領域は倫理と戦争とをともに含むように拡大した。20世紀の経済学はあらゆる方向でのinvestigationとプロバガンダの自由のための戦いである。20世紀の戦争は、奴隷の時代と同様に、労働負担と貧困とを他の人々や人種に負わせることによって生活と雇用を求める経済的戦いである。	Part V. XXV章
8	合衆国最高裁判所における有名な論争を用いて、わたしは、戦争の時代と同様に平和の時代においても、経済的な対立が、組織化された経済学の現代的意味を、自主的な合意から強制的な合意へとどのように変化させたかを示した。この変化は交渉力の平等という理論によって緩和されたことも示した。	Part IV. XXI章 (ECAのxiv章)
9	結果として、経済学の領域の拡大をともなって、investigationの方法は変化し拡張している。今では、方法としては、様々なオルタナティブの比較が有力になっている。また計測としては、確率と度数の統計学が有力になっている。それらは、単純化された私利によってすべてが同じように動かされる平等な諸個人にもとづくかつての理論にとって代わっている。	Part V. XXV章
10	一例としてオルタナティブの比較について説明する。現在は負債経済であり、したがって信用経済である。そして負債と税の負担は、負債と税の支払い義務があるとみなされる有力政治家を政治的弾劾に導くほどの恐ろしい負担である。オルタナティブの比較によって、次のことが示されるだろう。〔ドイツによるフランス占領下で〕フランス国民が負った1日4億フランと同様の占領負債を、アメリカ国民が負うと仮定すれば、アメリカの敗北の場合には、占領負債はおそらく1日5億ドル以上になるだろう。それは占領者の貨幣の名目で、あらゆる価格、賃金、利潤の引き下げをつうじてもぎ取られるだろう。現代の占領では、このような割当システムが、かつての個人的奴隷化にとって代わるのである。	
11	均一の私利をもつ諸個人の理論にとって代わった確率論から発展した度数の統計学は、とくに20世紀の最近数十年における数量的、実験的経済学の特徴的な発展である。統計家が使うこのinvestigationの方法は、経済学者が正しく採用すれば、両極端の間のどこかにある適正価格や適正価値の識別を可能にする。このような推論方法とともに、統計経済学者は政府の立法、司法、行政部門および企業経営者や労働組合を助けるものとして知られるようになった。その方法は、過去に裁判所が両極端の間のどこかにある適正価値〔という用語〕によって意味したものに合致している。立法的大きさと行政的大きさという二つの適正価値の大きさがみだされる。立法部門は適正さの最大限度と最小限度とを定める。それらは両極端からは距離がある。そして問題が起こることに行政的機関にその特定のケースについてのinvestigationを委任する。それは、立法的な2つの限度の範囲内で、調査された一つのケースに適合する一つの価格ないし価値をみつけるためである。	Part V. XXV章

段落	1944年草稿Part IV. Public Administration in Economic LifeのSummaryの第5段落以下の文章 (Commons 1944, pp. 324-326)	Part I-Vの関連部分 (章番号はCommons (1944)の目次による)
12	これらの行政委員会およびその統計的方法は常に信頼できるというものではありえない。それらは政党や階級利害によってコントロールされたり破壊されたりする可能性がある。しかし、それら〔行政委員会〕の方法は、単一の調査官が用いる方法と対比してみるべきである。個々の調査官が、極論家であるか、あるいは両極端の間の適正な人であるかを正確に識別するのは不可能である。したがって、この種のinvestigationは、統計スタッフによって象徴されるにしても、すべての参加者による集団的なinvestigationである。そして寛容の精神だけが、集団的なinvestigationを実際的な (practical) ものにする。つまり、集団的活動でのすべての議論とすべての参加者に対する、聴取 (hearing) と「適正なウェイト」の付与によって、協力する自発的意志 (willingness to cooperate) を獲得するという点で実際的なものにする。そして、このような集団的活動は、すべての側における譲歩を常に必要とする。強制的な合意を強要するという専制は、自発的合意に近づく際の寛容のオルタナティブにあたるものである。	Part IV. XXIII章 (ECAのxvii章)
13	これらの推論とinvestigationの方法は、統計の専門家や経済学者に限定されるものではなく、あらゆる人々についてもあてはまるものである。これらの方法は、同一性と差異とをみつけるための、あるいは手の届くオルタナティブの間で選択するための、あるいは両極端の間のどこかにある適正なものを見つけた際に他の人たちと共同することによって両極端を回避するための、平明な日常的ロジックである。	

出所：1944年草稿、ECAから筆者作成。

注：太字は筆者によるものであり、Part I-Vでの説明を超える説明であると筆者が考える部分を示す。

Part IV-Vのエッセンスを簡潔に説明するとともに、それらを踏まえてたどり着ける理論的到達点を示している点で、この部分 (1944年草稿のPart IVのSummaryの第5段落以下) は、この著書のConcluding Remarksとしてふさわしい内容となっている。Traditional Reasoning in Economicsに関する批判的な説明だけからなる点で、著書のConcluding RemarksとしてふさわしいとはいえないECAのChapter xvii. Concluding Remarksとは対照的である。

すべてのPartについて、コモンズはSummaryを執筆し、そのいくつかでは次に続くPartの内容を簡単に予告している。したがって、Part IVのSummaryの第5段落以下の部分も、次に続くPart Vの内容を予告するため

に書かれたという可能性もある。しかし、この部分は、Part Vの内容の予告としては説明が長すぎるし、上記のようにPart Vだけではなく、それ以外のPartの内容にも触れつつ、それらを一步前に進めて超え出る内容も含まれている。したがって、この部分は、Part IVのSummaryとしてではなく、著書全体のConcluding Remarksとしてコモنزが書いた可能性が高いと考えられる。

以上に示したわたしの解釈には、根拠が不十分な推測も含まれているので、現状ではひとつの仮説にすぎない部分も残されている。その部分については今後の更なる調査が必要であろう。しかし、このわたしの解釈にもとづいて、*Investigational Economics*のPart V. Reconstructionの内容を、表2の最右列に示すような構成で復元すると、「彼〔コモنز〕は、それ〔最終版原稿〕に満足し、もはやほとんど修正を要しないことを喜んでいた。彼の仕事は完了したのである」(Parsons 1950a, p. viii) という、パーソンズがECAの編者序文に書いている事実と符合するのである。

Ⅲ コモنزの民主主義と独立行政委員会に関する理論の到達点

1. 民主主義を保護するものは何か

パーソンズはECAの序論において、『資本主義の法律的基礎』(Commons 1924)と『制度経済学』(Commons 1934)という理論的な著作からの決定的な前進(definite advance)としてみなせるものは、「(1)物理学と社会科学との根本的な差異、(2)評価(valuation)を判断(judgement)のひとつのアスペクトとしてみる必要性」(Parsons 1950b, p. 10)に関するこのコモنزの考察であると述べている¹⁰。しかし、わたしは、以下で説明するように、この最後の著書における、上記2つの著書を超越する決定的な理論的前進は、ファシズムとコミニズムに抗して、民主主義を保護するために必要

10 後年、パーソンズは、コモنزの生涯と業績を回顧し、その現代的意義を論じた論文を書いているが(Parsons 1985)、そこでもコモنزの民主主義論に関する言及はない。

な制度に関する考察にもあると考える。具体的には民主主義を保護するための不可欠な制度的しくみとして独立行政委員会を明確に位置付けた点にあると考える。つまり独立行政委員会で展開されるどのような集団的活動が民主主義の保護につながるかをコモンズは主にPart Vで明らかにしたのである。

以下で説明するように、この民主主義と独立行政委員会に関する理論的前進は、主にPart VIのCapital-Labor Administrationの章と、ECAには未収録のPart VのXXV. Twentieth Century Economics、XXVI. Economic Government by Corporate Managementおよび未収録のConcluding Remarksに含まれている。したがって、それを理解するには、II節で述べたようなかたちでのPart Vの復元が必要なのである。

このコモンズ最後の著書の主題のひとつが、ファシズムと Kommunismus に抗して民主主義をいかにして保護するかという問いであることは、この本の冒頭部分を読めばわかる。Part I. Chapter I. Collective Actionの冒頭で、ウィスコンシン州産業委員会¹¹の内部に設けられた諮問委員会の委員には経営者団体が任命した代表と労働組合が任命した代表が含まれ、それらの間の集団的交渉 (collective bargaining) によって、安全に関する規則の案が決定され、公聴会を経て、産業委員会が交付するという州の立法手続きが説明される。このような利害関係者の代表間の集団的交渉を重視した立法手続きを、コモンズは、「アダム・スミスの個人主義的民主主義や、ヨーロッパやアジアの独裁と区別して、『集団的民主主義 (collective democracy)』と名付ける」(Commons 1944, p. 49; Commons 1950, pp. 24-25)¹²。

11 産業委員会は、独立行政委員会のひとつであり、日本でいえば、労働基準監督署、公共職業安定所、労働委員会、統計局労働統計部門などが別々に担っている労働分野の諸々の規制機能を、統合的に担っている。ウィスコンシン州産業委員会は1911年に設立され、コモンズはこの1911年産業委員会法の起草に関わり、1911～1913年にこの委員会の委員を務めた。

12 “Communism and Collective Democracy” というタイトルをもつ Commons (1935) では、経済理論を次の4つに分類している。(1)アダム・スミス以来の個人主義的民主主義の理論。(2)E. C. Lindeman (1924) *Social Democracy*, H. A. Wallace (1934) *New Frontiers*, J. R. Commons (1934) *Institutional Economics*で示された集団的民主主義の理論。ウォーレスとリンデマンは、アメリカの農民の経

そして、Part IVのCapital-Labor Administrationというタイトルをもつ章の冒頭部分では、「今日では、わたしは10年前の主張をさらに進め、全体主義世界に対抗して、またそれ自体の内部的崩壊に対抗して、アメリカの経済システムを維持することは、主に組織された資本と組織された労働との間の集団的交渉にかかっているとわたしは主張する」(Commons 1944, p. 300; Commons 1950, p. 262)とコモنزは述べる。さらにその少し後で「もし民主主義が『救われる』とすれば、企業と労働組合との集団的な経済的組織によって救われるのだろう。経済理論上の平等な諸個人間の伝統的な均衡に代わる、今日の選択肢は、自身を統治する会社と組合の間の力の均衡に基づく経済的統治 (economic government) か、それとも軍事力によるこれら二つの組織とそのリーダーたちの抑圧か、という選択肢である」(Commons 1944, p. 301; Commons 1950, p. 263)ともコモنزは述べる。

さらに、同様の主張は復元されたPart VのXXVI. Economic Government by Corporate Management (ECAではAppendix iとして収録)の冒頭部分にもある。「世界の諸地域でおきた極端な状況に向かわずに、いわゆる『アメリカ民主主義』を維持することは、主にこれらの行政的調査機関 (administrative investigational bodies) が成功するか失敗するかにかかっている」(Commons 1950, p. 298)。ここで使われている行政的調査部門とは、各組織が自主的に選出した代表を委員として含む独立行政委員会のことである。コモنزは『制度経済学』(Commons 1934)では、次のように述べていた。

人々は、集団的活動によって、すなわち自主的アソシエーションあるいは政党によって、自由を自らのために保持しているのである。……議会や司法府が抑圧されるとともに、労働組合や農民組合、商業協同組合、政党といった自主的アソシエーションの存在を可能にする市民的自由が抑圧されるのである。コミュニズム、ファシズム、あるいは銀行家資本主義から、

験から、コモنزはアメリカの労働組合の経験から集団的民主主義を導き出した。(3)イタリアのV. Pareto、オーストリアのO. Spannによって示され、ムッソリーニ、ヒトラーが従ったファシストの理論 (fascistic theory)。そして(4)プロレタリア独裁につながったマルクス主義理論である。

現代のリベラリズムと民主主義を保護するもの (refuge) は、自由な個人の活動に基づく古びた個人主義ではなく、これらの諸アソシエーションである。(Commons 1934, pp. 902-903)

このように『制度経済学』(Commons 1934)では、コミュニズムとファシズムに抗して民主主義を保護するのは「労働組合や農民組合、商業協同組合、政党といった自主的アソシエーション」であるとコモンズは主張していた。つまり、様々な自主的アソシエーションの存在あるいは存続に注目していた。しかし、上記のように、コモンズ最後の著書では、「民主主義を保護するもの (refuge)」をさらに特定化し、限定している。つまり、「主に組織された資本と組織された労働との間の集团的交渉」または「自身を統治する会社と組合の間の力の均衡に基づく経済的統治」または独立行政委員会の成否に焦点を当てている。様々な自主的アソシエーションの存在あるいは存続は必要条件であるが、それに加えて、様々なアソシエーションが対等な立場で交渉し合意形成するような経済的統治のしくみ、具体的には独立行政委員会の成功が「民主主義を保護する」うえで不可欠であると主張している。このような1944年草稿でのコモンズの民主主義論での前進は、独立行政委員会の分析における進展によって可能になったと考えられる。以下では1944年草稿での独立行政委員会の分析を、それ以前の著作での分析と比較することにより、どのような進展があったかを説明する。

2. Part VのXXV. Twentieth Century Economicsでの理論的前進

Landis (1938) によれば、アメリカにおける独立行政委員会の設立は1887年の州際通商委員会に始まる。鉄道会社が課す高額料金や差別料金が当時の問題であったが、その是正に関して、議会による直接立法は、細部に立ち入ることはできないため効力が乏しく、また裁判所による救済も、事後的であることや、原告と被告の力の差があることを考慮すると、非現実的であった。また既存の行政機関に規制をゆだねると、前例に縛られたり、行政官の地位に左右されたりするため、結果はよくなかった。このような理由で、銀行、保険、公益事業、海運、陸運、労働分野などにおいて、新しい独立行政

委員会に規制をゆだねる方式が拡大していった。加えて、1903年エルキンス法、1906年ヘバーン法、1910年マン＝エルキンス法、1920年アッシュ＝カミンズ法によって、委員会の権限は強化されていった。

しかし、他方で、憲法で規定されている三権分立を厳格に解釈する保守派は、準立法権と準司法権と執行権とが独立行政委員会に委任され、行使されているという理由で独立行政委員会を批判し続けてきた。また実際に独立行政委員会を違憲とする判決もいくつも出ている。1930年代末になってようやく、裁判所が独立行政委員会の正統性を認める兆候が見え始めた。

Commons (1939) でコモンズはこの変化を次のように述べている。「裁判所による無効化に対抗して、独立行政委員会の組織と権限に多くの変更が導入され、1937年以降、裁判所は自身のかつての見解を取り消し始めた。裁判所は制定法に拒否権を発動するのではなく、行政のルールや規制が恣意的、独断的、党派的であり、適法手続き (due process of law) に反していないかを自身で調査することで満足するという地位に近づきつつある」

(Commons 1939, p. 529)。このような変化に大きく貢献したのは『行政過程 (*The Administrative Process*)』というタイトルをもつ J. M. ランディスの1938年の著作であるといわれている。Landis (1938) は、執行部門、司法部門、立法部門の外にある第4部門である独立行政委員会が三権分立に反しておらず、正統性を有することを「専門性の必要性」に基づいて説明した¹³。

ランドイスはまず、連邦通商委員会や全国労働関係委員会などの「現行の行政機関を概観してみると、これらはわれわれの民主的制度の政治的権力がわれわれの経済生活の様々な分野に対して何らかのコントロールを加えることが必要であると考えたときに生まれたものである」(Landis 1938, p. 16, 邦訳, p. 11)。そのうえで規制活動には専門性が必須であると次のように述べる。「規制活動の分野における専門化 (specialization) の利益は十分に明白であろう。……規制の増加にともなって、専門性 (expertness) の必要性は

13 「専門性理論 (expertise theory)」と呼ばれる Landis (1938) が最初に提示した理論が、戦前に独立行政委員会の正統化に関して果たした意義と、戦後においていったん衰退した後、1980年代から復権する過程については、正木 (2013) に詳しい説明がある。

顕著になった。産業の規制の手法として、次のような諸能力が必要となる。それは、産業運営の詳細についての知識、その産業状態の要請に応じて〔規制の〕諸要件を移し替える能力、非常事態の発生に対応する有効な手段の遂行、そして政策に関する結論の実現を執行する権限である」(Landis 1938, pp. 23-24, 邦訳, p. 16)。このような規制活動における専門性の必要に基づいて、ランディスは次のように主張する。「政策形成 (policy-making) とその施行 (enforcement) との賢明な調整 (intelligent coordination) が、産業企業のコントロールという業務では不可欠である。ルール形成の分野で、柔軟性と専門性という特性が要請されるならば、裁決 (adjudication) の領域についても、このような要請は強く存在する。裁決を行政手続きの外に置くことは、このように熟慮して行政部門 (the administrative) に形成をゆだねた政策の遂行を脅かすだろう」(Landis 1938, p. 98, 邦訳, p. 71)。ランディスは、このようなロジックを用いて、独立行政委員会が、行政的権限に加えて、後の用語を使えば「準立法的 (quasi-legislative)」権限および「準司法的 (quasi-judicial)」権限も有することを正統化したのである。

コモンズはこのLandis (1938) を読み、独立行政委員会が準立法的権限と準司法的権限も有するというランディスの考えを、自身の見解に取り入れたと考えられる¹⁴。それにより、Commons (1939) での独立行政委員会の権限に関する説明が、それ以前のものから大きく変化した。そのことはコモンズが独立行政委員会について、かなり詳しく論じているCommons and Andrews (1916) とCommons (1939) との記述を比較することによって明らかになる。

Commons and Andrews (1916) の第8章「行政」の第4節のタイトルは「産業委員会 (Industrial Commission)」である。そこでは「立法部は、鉄道委員会や公益事業委員会を設立しているが、この委員会の権限は、連邦憲法に照らして、立法的 (legislative) でも、執行的 (executive) でも、司法的 (judicial) でもなく、*investigational*である」と述べていた (Commons

14 コモンズがLandis (1938) を読んだことは、Commons (1939) にLandis (1938) で使われているのと類似した表現がいくつか含まれていることでわかる。

1916, pp. 431)¹⁵。しかしCommons (1939) では、これとは明らかに異なる説明が、独立行政委員会の権限に関してなされている。

独立行政委員会は行政的 (administrative) であるが執行的 (executive) ではない。なぜならこの委員会はそれ自身の命令を執行する権限をもたないからである。この委員会は立法的 (legislative) であるが代議的 (representative) ではない。なぜなら委員会はあらゆる時点で同一の状況にあるすべての人に適用される抽象的普遍的ルールを作るのではなく、調査された状況に適用できる特殊なルールだけを作るからである。委員会の会議はいつでも開かれるので、命令は状況が変わればいつでも短期間の通知によって変更できる。……委員会は司法的 (judicial) であるが、司法部 (judiciary) ではない。なぜなら委員会は訴追を行う承認の立場にあるからであり、また委員会による訴追を基礎づける委員会のルールは、執行部によってそれが施行される前に、憲法裁判所の審査を受け修正される可能性があるからである。(Commons 1939, p. 530)

このように、独立行政委員会が準立法的権限と準司法的権限も有するというランディスの考えをコモンズは取り入れた。それによって、コモンズの考えのなかで、独立行政委員会の有効性の範囲は以前よりも広がったと考えられる。この理論的前進が、民主主義を保護するものとして、独立行政委員会での集団的活動を前面に押し出す一因となったと考えられる。また、『制度経済学』では、「経済理論および法理論の観点からみれば、 Wisconsin 州の労災と失業に関する法は、組織された諸利害〔関係者〕自主的な代表制を主権理論のなかに包摂している」(Commons 1934, p. 859) と述べていた。このうち「主権理論のなかに包摂している」という表現は、かなり概括的である。主権をコモンズは立法的主権、司法的主権、行政的主権に区分するが、1934年の段階では、独立行政委員会とこれら3つの主権との関係をま

15 このCommons and Andrews (1916) については1920年、26年、36年に改訂版が出版されているが、この文章はまったく変更されていない。このことから、1936年時点においても、コモンズはこの文章で示されている見方をしていたことがわかる。

だ十分に解明していなかったのがこのように概括的な表現になったと考えられる。独立行政委員会とこれら3つの主権との関係が明確になったという点も、コモンズ最後の著書における理論的前進の一つである。

ただし、独立行政委員会が準立法的権限と準司法的権限も有することを正統化する理由としてランディスが提起した「規制活動における専門性の必要性」という論点に関しては、コモンズは部分的な異論をもっていたと考えられる。そのことはPart VIのCapital-Labor Administrationの章（ECAのxvi章、1944年草稿のXXIII章）を読めばわかる。

そこで、コモンズは1941年にRoscoe Poundが公表した独立行政委員会に対する批判を検討している。パウンドによる批判の要点のひとつは「委員会の素人委員 (laymen members) の無能力と訓練不足」という点である。つまり、ランディスが独立行政委員会を正統化する根拠である「専門性」が、実際には欠落しているのが、独立行政委員会の素人委員を法律専門家に置き換えるべきだという主張である。コモンズはこの主張に対し、次のような反論をしている。パウンドは「実質的な証拠に基づかない決定」が生じる原因のひとつとして、委員会の職員 (subordinates) の低い資質を問題にしているが、実際には委員会の職員はパウンドがいうような秘書的事務員ではなく、技術的訓練を受けた統計家、エコノミスト、弁護士、エンジニアである (Commons 1944, p. 311; Commons 1950, p. 274)。そのうえで、コモンズは行政委員会の委員あるいは諮問委員会の委員の一部が、経営者団体の代表であるビジネスマンや労働組合の代表である労働者という「素人」であることを、次のように擁護する。独立行政委員会のいくつかで問題が生じている原因は、委員が素人であることではなく、素人委員の選出方法にある。立法部による委員の指名という方法を採用する場合は、行政委員会の運営は失敗するし、利害関係団体による自主的選出という方法を採用する場合には行政委員会の運営は成功する。このことを裏付ける資料としてコモンズはウィスコンシン州産業委員会の諮問委員会の委員であった人物が執筆したかなり長い文書をこの章のなかに収録している¹⁶。そしてこの文書に基づいてコモンズ

16 ECAでは、この文書はAppendix iiに移された。

は次のように述べている。「この信書からわかるように、もし組織された経営者と組織された労働者によって委員が実際に任命されるならば、諮問委員会は、裁判所や政治家の介入なしに、素人による完全な行政を実践的に達成するのである」(Commons 1944, p. 316; Commons 1950, p. 276)。

このようなパウンドへの反論からわかることは、独立行政委員会が有するかなり広範な権限を正統化する根拠としてコモンズが重視するのは、ランディスの挙げる専門性だけではないということである。つまり、委員会の職員に関しては専門性が重要であるが、委員会の委員に関しては専門性よりも、各委員を利害関係組織が自主的に選出することが重要であるとコモンズは考えている。4項でもう少し詳しく説明するが、利害関係組織が自主的に選出された委員は、当該組織の信頼を得ている。したがって、このような委員が合意した委員会の決定や命令を当該組織は自主的に受け入れるからである。この点において、独立行政委員会の決定や命令は、官僚組織が権力を背景にして発する決定や命令よりも大きな効力と安定性をもつである。

3. Part VのXXVI. Economic Government by Corporate Managementでの理論的前進

本論文のⅡ節5項で述べたように、この章の主要な課題は、「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」という究極的目標に近づくための構想に関する共同研究の提案である。このような提案を、コモンズ自身の構想と、バーリ・ミーゼの構想とを比較検討するというかたちで行っている。主な論点は、それぞれの構想は達成可能なものであるかという点にある。しかし、おそらくリサーチ・プロポーザルという文書の性格上、コモンズはこの論点に関して結論的な見解を述べるのを差し控えている。結論は、今後行われるであろう共同研究の結果として導き出されるものであるからである。ただし、この論点に関わるいくつかの歴史的な事実をコモンズは提示しており、それらから、それぞれの構想の達成可能性に関する研究で得られる結論についてのコモンズの予想を推測することができる。以下の説明は、このような推測にかなり依存している。

コモンズ自身の構想は、独立行政委員会において、それぞれ自主的に選出

された経営者の代表、労働者の代表などが、熟議を通じて合意するというプロセスで策定された制度や政策によって、「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」を実現するという構想である。コモンズは自身の構想の中核的要素を「立法的権力の行政委員会への委任」(Commons 1950, p. 301)と呼ぶ。「立法的権力の行政委員会への委任」の結果として、前項で説明したように、行政委員会が行政的権限に加えて準立法的権限と準司法的権限をもつことになる。

他方、コモンズの解釈によると、バーリ・ミーンズの構想は、会社が利潤を削減して公正な賃金などに必要な資金をまかなうということであり、つまり、現在の国家が税制や社会保障法制度を通じて行っている社会的な再分配を、会社が行うということである。コモンズがPart VのXXVI章のタイトル(このリサーチ・プロポーザルのタイトルと同じ)としている Economic Government by Corporate Managementは、直訳すれば「企業経営による経済的統治」である。その含意は、現状では政治的政府に組み込まれている経済的再分配機能を、企業経営に組み込むということであろう。このような解釈に基づいて、コモンズはバーリ・ミーンズの構想の中核的要素を「立法的権力の民間企業への委任」(Commons 1950, p. 301)と呼ぶ。

コモンズ自身の構想の達成可能性に関する研究の道筋 (line of investigation) をコモンズは次のように提案している。

このアメリカ政府の第4部門がわれわれの立憲制度にあるいくつかのギャップを埋める能力に関する研究を推進することを提案する。これらの研究の焦点は、政府の立法、執行、司法部門を援助するための、第4部門の調査機関としての能力に置かれるべきであると提案する。この能力とは、これらの部門に解決を迫る経済的問題に関する集団的な対立を処理する能力である。(Commons 1950, p. 299)

バーリ・ミーンズの構想の達成可能性に関する研究の道筋については、彼ら自身は明確に提示していないと次のようにコモンズは指摘する。「彼らの『最終的目的』はこの著書の最後の2段落に至るまでは十分に明示されていない。そしてそこでも『各々の自身の分野において強力な経済的権力と政治

的権力』に関するひとつのトピックとして、将来研究されるであろうものとして提示されているだけである」(Commons 1950, p. 305)。そのうえでコモンズは、バーリ・ミーンズの構想に関するいくつかの研究の道筋を提案している。そしてそれぞれについて歴史的な事実を示すことを通じて、バーリ・ミーンズの構想の達成可能性は低いことを暗に示唆している。一例を挙げると、「少数代表制や同様のしくみによって株主の〔権利の〕保護を導入するための確実な努力」について研究するべきであると述べている。しかしコモンズは次のように続ける。「これらの努力は無益であった。なぜなら、このような法律の下で作られた会社は、経営に関して集権的な会社との競争に必要な経営中枢の統一性をもてないからである」と述べる (Commons 1950, pp. 318-319)。さらに続けて「一株一票」の「資本主義的」原則の代わりに「一人一票」の「民主主義的」原則にもとづく協同組合 (cooperatives) に関しても同様の歴史的事実を挙げている。「ほぼすべての場合、この民主主義的の原則は協同組合を無力なものにし、破産させるか、あるいは会社に転換させた」(Commons 1950, pp. 319)。

また、両者の構想に関する研究に共通する道筋として、民間企業および州や連邦の委員会に対して法人格を付与する立法文書 (legislative charter of incorporation) の調査が必要であるとコモンズは述べる。ここでもコモンズは、民間企業に法人格を付与する会社法については、アメリカでは州によって違いがあり、投資家の保護に関して最もルーズであり、経営権の強化に関して最もリベラルな会社法をもつデラウェア州での会社設立を大部分の民間企業は選択するという事実を指摘する (Commons 1950, p. 326)。他方で、州や連邦の委員会の権限を根拠づける法律に関しては裁判所の合憲性審査の対象であり、規制手続きの適正さを高めるさまざまな改善がなされた結果、裁判所によって違憲と判断されるケースは少なくなってきたという歴史的な事実をコモンズは指摘する (Commons 1950, pp. 327-328)。

さらに、両者の構想に関する研究に共通する道筋として、会社の取締役と行政委員会の委員の選出方法の調査が必要であるとコモンズは述べる。ここでもコモンズはバーリ・ミーンズの調査結果を用いて、会社の取締役選出に関しては、委任状制度が普及した結果、取締役は操り人形になったとコモン

ズは述べる (Commons 1950, pp. 329-330)。同様の展開は行政委員会の委員選出に関しても起きていると述べる。そして、これらには例外もあり、この例外についても調査すべきであるとコモンズは指摘する (Commons 1950, pp. 329-330)。コモンズはそれ以上説明していないが、コモンズが念頭に置いている例外は、先の2項で触れたウイスコンシン州産業委員会の諮問委員会の委員選出方法であろう。そこでは利害関係団体による自主的選出という方法が一貫して採用されており、そのことが、先に述べたように委員会の決定や命令の効力と安定性を高めている。

先に述べておいたように、リサーチ・プロポーザルというこの文書の性格上、コモンズ自身の構想とバーリ・ミーンズの構想の達成可能性の程度に関して結論的な見解を述べるのをコモンズは差し控えている。しかし、上でみたようにコモンズは、バーリ・ミーンズの構想の達成を妨げる歴史的事実を多く提示していることから推測すると、コモンズはバーリ・ミーンズの構想は単独では達成不可能であるという研究結果を予想していると考えられる。また「これらの関係分野での歴史的研究は、『民主主義』から離れて中央集権的経営や『独裁』に向かうほぼ不可避的傾向を示す」(Commons 1950, p. 319) というコモンズの指摘も、バーリ・ミーンズの構想が達成不可能であることを暗に示唆するものである。

バーリ・ミーンズの構想の達成を難しくする主な理由は、その構想が個別企業内での改革だけに支えられているからである。企業間競争を前提とする資本主義においては、コモンズが示したように、取締役選任において少数代表制を採用した企業は多数代表制を採用した企業との競争に勝てないし、一人一票原則を採用する協同組合は一株一票原則を採用する株式会社には勝てない。「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」を実現するには個別企業内の改革も必要であるが、そのような改革を行った会社が生き残るには、同様の改革を、競争関係にある同一産業内の他の企業に普及させる社会的しくみが必要である。独立行政委員会が果たす機能のひとつは、賃金や失業補償や労働安全などに関して、先進的な企業の実践を、利害関係組織の代表間での熟議と合意を通じて、産業全体に普及させることである。つまりバーリ・ミーンズの構想は単独では達成不可能である

が、コモンズの構想によって補完されれば、達成可能になる。また、コモンズの構想の達成にとっても、企業内で先進的な改革を実践する個別企業の存在が不可欠である。このように両者の構想が補完しあうことによって「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」は達成可能になるということが、コモンズの結論的見解であると推測できる。このような結論的見解は、次のような文章によって短く示唆されている。「研究の主題に関して、次のような2つの道筋が示される。ひとつは州政府によって委任された権限に基づいている特定の会社の研究である。それと並行する研究は、税、公益事業、労働、商品市場、証券市場の分野における州政府、連邦政府の行政委員会においてみられる委任された立法的権限の研究である。後者の主題は前者のコントロールであり、逆に前者の主題は後者のコントロールである」(Commons 1950, p. 326)。

このような、企業内改革と独立行政委員会とが補完的關係にあるという見解は、コモンズ最後の著書における理論的前進であると考えられる。コモンズは『制度経済学』で次のように書いていた。「平均を上回る個人やコンサーンは常に存在する。そして、集団的活動を通じた社会的理想主義の課題は、『平均的』個人やコンサーン、および『平均』以下の個人やコンサーンを、平均を上回る個人やコンサーンの水準にまで引き上げることである」(Commons 1934, p. 742)。「倫理的理想型」の分析において示されたこのような考え方を、社会改革の構想の分析において展開した点で、コモンズは前進したのである。

この展開を通じて、「公正な賃金、従業員の安全、顧客への適正なサービス、事業の安定等」をめざす社会改革を達成するためには、また中央集権的経営や独裁に向かわずに民主主義に留まるためには、先進的企業の企業内の改革を産業全体、社会全体に普及させるための合意形成システムが必要不可欠なものであることをコモンズは確信したと考えられる。このことが民主主義を保護するものとして、独立行政委員会での集団的活動を前面に押し出す決定的要因となったと考えられる。

このように考えれば、コモンズがこのリサーチ・プロポーザルとして書かれた文書を、自身最後の著書の最終章として配置した意図は明白である。コ

モンズが長年考え続けてきた問いへの最終的解答は、このリサーチ・プロポーザルの最初の方にある次の文章において最も明瞭に示されている。「世界の諸地域でおきた極端な状況に向かわずに、いわゆる『アメリカ民主主義』を維持することは、主にこれらの行政的調査機関 (administrative investigational bodies) が成功するか失敗するかにかかっている」 (Commons 1950, p. 298)。読みやすさや文章のスタイルなどの点でこの文書に問題があるのは事実であるが、Appendixに配置されるべき文書ではないと考えられる。

4. Part VのConcluding Remarksでの理論的前進

Ⅱ節6項で述べたように、表3に示したConcluding Remarksの文章において、太字に変えた部分(第12段落の後半と第13段落)が、Part I-Vでの説明内容を超える内容をもつと同時に、『制度経済学』(Commons 1934)からの理論的な前進も含んでいると考えられる。

『制度経済学』の第10章第VII節6項「労災と失業」では、ウィスコンシン州の産業委員会(とくにその内部におかれた諮問委員会)という個別の成功事例をかなり詳しく分析することを通じて、それがもつどのような特徴がどのような成果につながっているかを明らかにしている。そしてそれを「組織された諸利害関係者の自主的な代表制」(Commons 1934, p. 859)と名付けて、個別事例ではなく、他の領域にも適用可能な普遍的なしくみとして概念化することを試みている。宇仁(2022)でまとめたその概要は次の通りである(宇仁 2022, p. 92; Uni 2024, p. 1198)。

(1) **対立する利害関係者関係者の協調**：自主的代表制度を運営する委員会の委員は、利害関係組織自身によって選出される。そして、彼らは、対立する組織の共同行動によって実質的に指名されるために、両陣営からの信頼を得ている。また、その仕事は、対立する利害関係者を、両者が知る「諸事実」に基づいて協調させ、ワーキング・ルールを随時変更することである。したがって新たな利害対立が生じて、それを持続的に調停するシステムとして機能する (Commons 1934, p. 846)。

(2) **自主性**：現実の諸個人や諸民間コンサーンは、強制的な「社会的

責任」という考えから非常に遠く離れており、規制されているが自主的 (voluntary) である個人的責任という考えに非常に近い。それゆえ、民間の努力と民間の協力に関する自発的意志 (willingness) と主導力 (initiative) が達成しうるものと比較して、強制的な法制定によって達成されうる公共の福祉は、非常に少ない (Commons 1934, p. 852)。

(3) **認識の転換**：諸利害関係者の自主的代表的制度に組み込まれた団体交渉の中で、各組織は対立陣営を動かす動機について認識することができる。そして、この動機を共同体全体の福祉を促進するための手段として用いることができる (Commons 1934, pp. 859-860)。

以上のような3つの特徴が、個人主義的で、互いに対立する個人を連携させ、社会的責任を認識させ、実行させる効果をもつと、コモンズは考える。以上のような『制度経済学』(Commons 1934)での説明において、コモンズが重視しているのは、組織された諸利害関係者の自主的な代表制というしくみの中で引き起こされる諸個人、諸集団の認識の転換である。

表3に示したConcluding Remarksの第12段落の後半の文章は次のようなものである。

この種のinvestigationは、統計スタッフによって象徴されるにしても、すべての参加者による集団的なinvestigationである。そして寛容の精神だけが、集団的なinvestigationを実際的な (practical) ものにする。つまり、集団的活動でのすべての議論とすべての参加者に対する、聴取 (hearing) と「適正なウェイト」の付与によって、協力する自発的意志 (willingness to cooperate) を獲得するという点で実際的なものにする。そして、このような集団的活動は、すべての側における譲歩を常に必要とする。強制的な合意を強要するという専制は、自発的合意に近づく際の寛容のオルタナティブにあたるものである。(Commons 1944, p. 326)

この文章は、上に示した独立行政委員会がもつ (1), (2), (3) の特徴のエッセンスを要約したものであると考えられる。付け加えられ、強調されているのは「寛容の精神」である。また「集団的なinvestigation」という表現も、このConcluding Remarksだけで使われている新しい表現である。

表3に示したConcluding Remarksの最終段落にあたる第13段落の文章は次のようなものであり、わたしが知る限り、コモンズがここで初めて提示した考え方である。

これらの推論とinvestigationの方法は、統計の専門家や経済学者に限定されるものではなく、あらゆる人々についてもあてはまるものである。これらの方法は、同一性と差異とをみつけるための、あるいは手の届くオルタナティブの間で選択するための、あるいは両極端の間のどこかにある適正なものをみつける際に他の人たちと共同することによって両極端を回避するための、平明な日々のロジックである。(Commons 1944, p. 326)

コモンズの独立行政委員会の分析は、産業、経済領域での利害関係組織の代表間での熟議を通じた合意形成システムに関するものである。その分析は、民主主義を保護するために、このようなシステムが必要不可欠なことを実証した。この最終段落の文章の含意のひとつは、コモンズが独立行政委員会に関して行った分析が、産業、経済領域以外にも応用できるかもしれないということであると考えられる。

IV おわりに

パーソンズはECAの序論において「この著書は〔コモンズの〕長いキャリアの到達点 (capstone) である」と記している (Parsons 1950b, p. 9)。この表現を使えば、本論文で復元を試みたPart Vは、このコモンズ最後の著書の到達点 (capstone) を示すものである。いくつかの理由があったにせよ、それがECAに収録されなかったことは、後年におけるコモンズ理論の不十分な理解につながったと考えられる。とくに独立行政委員会という制度的しくみおよびそこで展開される集団的investigationや集団的交渉などの集団的活動がいかにして民主主義を保護することにつながるのかについては、このPart Vなしでは正確に理解できないと考えられる。

現在、世界的に民主主義の後退が進んでおり、既存の民主主義の理論や制度の再検討と刷新が求められている。コモンズの理論は、民主主義を保護す

るうえで独立行政委員会が果たす役割に焦点を当てている点で独自性をもっている。この点で、復元されたPart Vを含むコモンズ『集団的活動の理論』は、現在の課題である民主主義の理論や制度の再検討や刷新に貢献する可能性をもつ¹⁷。この可能性については今後検討したいと考えている。

謝辞：本論文は日本学術振興会科研費基盤研究C21K01418の成果である。

参考文献

- 宇仁宏幸 (2022) 「J. R. コモンズの適正価格論と適正価値論」『季刊経済理論』, 59 (3), pp. 84-95.
- 北川巨太 (2013) 「J. R. コモンズの集団的民主主義論—構成的権力の観点からの現代的刷新—」『経済論叢』, 187 (1), pp. 65-81.
- 正木宏長 (2013) 『行政法と官僚制—行政法と専門性, そして行政法学と隣接諸学問—』成文堂.
- 森杲 (2014) 「株式会社研究史におけるパーリ=ミーンズ—訳者解説—」(A. A. パーリ・G. C. ミーンズ著、森杲訳『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会、2014年、所収、pp. 363-385.)
- Berle, Adolf A. and Gardiner C. Means (1932) *The Modern Corporation and Private Property*, New York: Macmillan (Chicago: Commerce Clearing House). (A. A. パーリ・G. C. ミーンズ著、森杲訳『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会、2014年)
- Commons, John R. (1924), *Legal Foundations of Capitalism*, New York: Macmillan. (前半部分の翻訳は新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基礎(上巻)』コロナ社、1964年).
- Commons, John R. (1934) *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York: Macmillan, reprinted in 1990 by Transaction Publishers, New Brunswick.
- Commons, John R. (1935) "Communism and Collective Democracy," *The American Economic Review*, 25 (2), pp. 212-223.
- Commons, John R. (1938) "Economic Government by Corporate Management," a research proposal for the Social Science Research Council.

17 現代のいくつかの民主主義論とコモンズの集団的民主主義論とを比較検討した研究としては北川巨太 (2013) がある。

- Commons, John R. (1939) "Twentieth Century Economics," *Journal of Social Philosophy*, 5, pp. 29-41. (Reprinted in Rutherford and Samuels (ed.) (1996), pp. 520-531)
- Commons, John R. (1942) "Legislative and Administrative Reasoning in Economics," *Journal of Farm Economics*, 24, pp. 369-391. (Reprinted in Rutherford and Samuels (ed.) (1996), pp. 532-550)
- Commons, John R. (1944) *Investigational Economics*, (edited by Samuels, Warren J. in *Research in the History of Economic Thought and Methodology: Archival Supplement 7*, 1998, pp. 37-326.)
- Commons, John R. (1950) *The Economics of Collective Action*, New York: Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店、1958年)。
- Commons, John R. and John B. Andrews (1916) *Principles of Labor Legislation*, New York: Harper and Bros. (池田直視・吉原節夫訳『労働法原理』ミネルヴァ書房、1959-63年)。
- Fajnzylber, Pablo, Denise Heidt and Marianne Johnson (1998) "Comparison between the Parsons Edition and the Original Manuscript of *Economics of Collective Action*," *Research in the History of Economic Thought and Methodology: Archival Supplement 7*, 1998, pp. 7-15.
- Landis, James M. (1938) *The Administrative Process*, New Haven: Yale University Press. (三ツ木正次訳『行政手続』法務府法制意見第四局、1950年)。
- Parsons, Kenneth H. (1950a) "Editor's Preface," in Commons (1950), pp. v-xii.
- Parsons, Kenneth H. (1950b) "Introduction," in Commons (1950), pp. 9-18.
- Parsons, Kenneth H. (1985) "John R. Commons: His Relevance to Contemporary Economics," *Journal of Economic Issues*, 19 (3), pp. 755-778.
- Rutherford, Malcom and Warren J. Samuels (ed.) (1996) *John R. Commons Selected Essays, Vol. II*, London and New York: Routledge.
- Samuels, Warren J. (1998) "John R. Commons's *Investigational Economics*," *Research in the History of Economic Thought and Methodology: Archival Supplement 7*, 1998, pp. 1-6.
- Uni, Hiroyuki (2024) "John R. Commons's Two-Layered Theory of Reasonable Value," *Journal of Economic Issues*, 58 (4), pp. 1189-1215.
- Worcester, Kenton W. (2001) *Social Science Research Council, 1923-1998*, New York: Social Science Research Council. <https://www.ssrc.org/publications/social-science-research-council-1923-1998/> アクセス日: 2025年2月10日